

補導の手引き

～思いやりのある温かな声かけ～



静岡市青少年育成課
令和6年4月1日現在

目 次

I 補導とは

| | |
|-----------|---|
| 1 定義 | 1 |
| 2 根拠 | 1 |
| 3 少年非行の現状 | 1 |
| 4 効果 | 1 |

II 補導者の心得

| | |
|-------------|---|
| 1 補導者の心構え | 2 |
| 2 注意・声かけの基準 | 2 |
| 3 補導時の注意事項 | 3 |

III 補導の技術

| | |
|-----------|---|
| 1 対象場所 | 4 |
| 2 声かけの方法 | 4 |
| 3 事実の把握 | 5 |
| 4 別れ際の留意点 | 5 |

IV 補導の中止・欠席連絡

| | |
|------------|---|
| 1 中央補導 | 6 |
| 2 地域(地区)補導 | 6 |
| 3 欠席(遅刻) | 6 |

V 補導事例

VI 参考：静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(抜粋)

VII 参考：その他法令等(抜粋)

VIII 青少年相談機関

I 補導とは

1 定義

「青少年が集まりやすい場所を巡回し、思いやりのある温かな声かけ等を行うこと」、これを静岡市青少年育成課は、「補導」と定義しています。

「巡回する姿を見せる」ことや「声かけ」することにより、青少年の非行や被害の未然防止を目的としています。

2 根拠

静岡市青少年育成課の行う「補導」は直接の法的根拠がなく、法的拘束力を有しない任意の活動です。

警察の行う警察法等に規定された「犯罪の予防や捜査、被疑者の逮捕等」とは異なります。

3 少年非行の現状

少年非行は、数的には減少傾向にあるものの、非行の低年齢化とともに、インターネットやスマートフォンの普及による犯罪の潜在化や過去に例を見ない悪質凶悪な事件が発生しているなど深刻な状況です。

4 効果

(1) 非行等の未然防止

対象者に非行行為等の抑制、また自省を促す効果があります。

対象者の状況（緊急性、悪質性等）によっては、直ちに警察署へ通報等を行うことで、青少年が犯罪の加害者又は被害者にならないことも期待されます。

(2) 市民意識の高揚を図る

健全な青少年に対しても、自覚を促し、非行等を抑制する効果があります。

また、広く市民や酒・煙草・薬物の販売者等に対しても、青少年の非行や被害の未然防止に関する意識の高揚を図る効果があります。

(3) 有害環境の発見と浄化

青少年の健全育成を阻害し、非行を誘因するような有害環境を発見した場合は、青少年育成課へ報告し、有害環境の浄化措置を行います。

(4) 非行等の実態把握

補導活動実施報告情報及び有害環境情報等を収集・整理し、非行等の実態や傾向を把握することにより、非行の防止対策等を講じることが出来ます。



II 補導者の心得

1 補導者の心構え

補導委員・青少年補導員（以下「補導者」という。）は、青少年に対して深い理解と関心を持ち、良識をもって接します。また、必要な知識、技術の向上に努めます。

2 声かけ・注意等の基準

(1) 声かけ

時間や場所に応じた「帰宅を促す」・「マナーを促す」・「あいさつ」等の声かけをします。

(2) 注意（または声かけ）

不良行為（飲酒、喫煙等）や交通安全指導（二人乗り、無灯火、並進等）へ、注意または声かけをします。

状況（緊急性、悪質性等）によっては、補導者による注意等は行わず、直ちに警察署へ通報します。

(3) 実施後は、青少年育成課へ結果を報告します。（※【別表1】参照）

【別表1】

委・駿河

令和××年度 「地域補導」 実施結果報告書

静岡市青少年育成センター

| 班番号 | | 中学校区 | | ・ 昼班 | | 日 時 | | 令和 年 月 日 () | | 時 分 ~ 時 分 | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--------|----------|----|------|--------------------------|------|----|--------------|--------|-----------|--|------|--|-----|----|------|-----|-----|------|----|--|--|--|
| 参加補導委員 | No. | 班長 班員 | | 合計 | | 補導経路 | | 名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 分類 | 性別 | 注 意 | | | | | | | | | | 声 かけ | | | | 連絡事項 | | | | | | | |
| | | 喫煙 | 飲酒 | 薬物乱用 | 不健全娯楽 入ゲーム場 入パチンコ店 | | 意学 | その他 | 交通安全指導 | | | | | 注意計 | 帰宅 | | マナー | 挨拶等 | 声かけ計 | 合計 | | | |
| 学職別人数 | 小学生 | 男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中学生 | 男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高校生 | 男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の少年 | 男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | 男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 女 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 一般成人交通指導 | | | | | | | | | | 有害図書 | | | | | | | | | | | |

3 補導時の注意事項

(1) 服装・態度

- ア 端正な服装など、身なりに気をつけます。（サンダル、ショートパンツ等は避ける。）
- イ 補導中であることを示すもの（腕章、帽子、ベスト等の目立つもの）を身につけ、補導者身分証を携帯します。
- ウ 大声での会話や、喫煙・飲食等はしません。
- エ 他の通行者を妨げないように行います。
- オ 店舗の巡回等は許可を得て行き、営業を妨げようように気を付けます。（大人数での入店をしない、懐中電灯を消す 等）

(2) 言葉遣い

- ア 親しみのある言葉を遣い、青少年が自ら発言する機会と雰囲気をつくります。
- イ わかりやすく、正しい言葉遣いを心がけます。
- ウ 身なりや身体についての指摘、家庭環境や職業等を非難するなど、青少年の人格や名誉を傷つけるような言葉は遣わない。

(3) 補導場所と危険の回避

- ア 青少年の名誉を傷つけないために、人目の少ない場所に誘導する等の配慮をします。
- イ 交通量の多い道路、河川、海岸、橋等、危険な場所は避ける。

(4) 危害の防止

- ア 青少年の中には、暴力的、衝動的な行動に出る者等がいることもあります。言動には十分注意し、挑発するような言葉は慎み、危険が伴うおそれがある場合は、声かけを控え、状況を見守り、必要に応じて警察へ通報をします。
- イ 凶器類所持の可能性がある場合は、特に注意するようにし、万一、凶器類の所持が判明した場合は、身の安全を確保し、直ちに警察へ通報します。
- ウ 青少年が、急に逃げ出すことも予測して、不慮の事故防止に努めます。

(5) 事故・けがの発生

- 警察や医療等の対応を最優先とします。
- その後、速やかに青少年育成課へ報告します。（市負担でボランティア活動総合保険済み）

※参考

スマートフォン・インターネットのマナー指導

- 青少年たちは、スマートフォンや携帯電話、インターネット端末のついたゲーム機等で、さまざまなアプリを利用しながら、情報の受発信や交友関係の拡大を行なっています。
- ア ネット活用時のマナーを守り、利用に伴う危険性や過度の利用による弊害について理解に努めます。
- イ 急速に進化していくスマートフォン・インターネットに関する情報の収集に努めます。また、フィルタリング等に関する啓発にも努めます。



Ⅲ 補導の技術

1 対象場所

青少年の集まる場所は、地域、季節、時間等により異なりますが、特に次に掲げる場所は注意して巡回します。

(1) 街頭

繁華街、地下道、公園、社寺の境内、空き地、土手、海岸、海水浴場、プール、河川敷、キャンプ場、催し物（祭礼・縁日・盆踊り・コンサート等）の会場、及びその周辺

(2) 娯楽施設及びその周辺

ア ゲームセンター、ボウリング場、バッティングセンター等

イ 映画館、演劇場等

ウ ファストフード店、ファミリーレストラン等

エ カラオケボックス、インターネットカフェ等

(3) その他の施設等及びその周辺

ア 駅、バスターミナル

イ 大型商業施設・量販店（文房具・CD・書籍・玩具・飲食物等の各売り場、屋上、トイレ、フードコート、階段の踊り場、ゲーム設置場所、休憩室等）

ウ コンビニエンスストア、DVD等レンタル・販売店、ゲーム等販売店、ドラッグストア

エ 屋外公衆トイレ等

オ タバコ・酒・飲料水自動販売機

カ 学校

2 声かけの方法

青少年が不安を抱き、反抗的になって、予測のできない行動をすることがないように、愛情と善意を基本として「思いやりのある温かな声かけ」行います。

(1) 挨拶から始まる声かけ

誰もが、何時でも、何処でもできる挨拶は、人間関係の基本であり、補導において青少年との交流の原点です。声かけは挨拶から始めます。

(2) 自然な態度

声かけは、自然な態度で行います。

(3) 自信をもつ

自信のない不安な声かけは、タイミングを逃すだけでなく、相手に疑念を抱かせ、声かけの効果も減少します。青少年を発見したら、躊躇することなく、自信をもって声かけをします。



(4) 親しみのある言葉

声かけは、相手に伝わる声量、明るく、親しみのある言葉で行うようにし、青少年の気持ちを和らげるようにします。

(5) 身分証の提示

補導者身分証明書を携帯し、必要に応じて提示します。

3 事実の把握

(1) 嘘を言う場合

住所・氏名・年齢等の事実関係について嘘を言うことがあります。しかし、嘘を言っていると判っても、そのことを追求せず、その言い分を聞きながら、青少年が自ら話せる状況をつくりません。

(2) 黙秘する場合

黙秘して話そうとしない場合は、事実把握を急がず、親しみある態度で気持ちを和らげます。例えば、青少年の興味・関心のある話題を取り上げることで、発言を促します。

(3) 反抗する場合

反抗や理屈に対して、感情にとらわれ、圧迫して押さえつけようとすることなく、その言い分を聞き、反抗を和らげることに努めます。

(4) 泣かれた場合

状況によっては、青少年（特に年少者や女性）が泣き出すこともあるので注意します。泣き出した場合は、適当な時期に話題を変えたりしながら不安感を取り除き、気持ちを落ち着かせることが大切です。

4 別れ際の留意点

(1) 納得・理解させる

最後まで反抗的であったり、感情が対立したまま別れたりすると、効果が望めないばかりか、後日、保護者等から問題を持ち込まれることがあるため、できるだけ納得・理解してもらえよう努めます。

(2) 激励する

悪い点については的確に注意し、良い点はほめ、別れ際には、「がんばってね」や「身体には気をつけてね」といった励ましの言葉をかけます。

(3) 安心感をもたせる

話を聞いた結果、不良行為等がなかった場合は、どういう理由で声をかけたかを話し、理解してもらい、安心させます。「時間をとらせて悪かったね」と誠意ある言葉をかけ、「被害に遭わないように」と注意を促し、さらに、「交通事故に気をつけてね」等の親しみのある言葉をかけます。



IV 補導の中止・欠席連絡

1 中央補導

受付時間の2時間前から開始時間の間（昼補導は13:15～15:30、夜補導は16:15～18:30）に、次のいずれかの情報が発表された場合は中止します。

- ① 静岡市南部に「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」
- ② 南海トラフ地震に関する情報「臨時(大規模地震発生の可能性)」
- ③ 駿河湾沿岸に「大津波警報」、「津波警報」



上記のほか、

災害が発生した場合又は予測される場合は、昼・夜どちらも中止します。

「光化学スモッグ注意報」または、「熱中症アラート」が発令された場合は、昼の補導を中止します。

2 地域（地区）補導

- (1) 地域（地区）補導においては、上記の中央補導の中止基準を参考にして下さい。
その他の気象状況等により、補導に危険が伴うと考えられる場合は、地域（地区）の判断で中止して下さい。
- (2) 1人での補導は、危険が伴うことがありますので中止してください。

3 欠席（遅刻）

欠席（遅刻）する場合は、事前に次の連絡先に連絡をしてください。

- (1) 中央補導（駿河区・葵区）

| | |
|---------------|--------------------|
| 昼補導 当日14:00以降 | 青少年育成センター（葵庁舎地下2階） |
| 夜補導 当日17:00以降 | 054-221-1252 |
| 事前～当日14:00 | 青少年育成課（清水庁舎） |
| | 054-354-2617 |

※出席日の変更も可能です。連絡先は上記に同じ。

- (2) 中央補導（清水区）

| | |
|----------------|--------------|
| 前日まで8:30～17:15 | 青少年育成課（清水庁舎） |
| 当日 8:30～18:30 | 054-354-2618 |

- (3) 地域（地区）補導

各班の班長、地区補導担当者に直接連絡してください。

V 補導事例

すべての事例において

- (1) 「善意の声かけ」を基本とします。
- (2) 強制的に行為を中止させる等はいりません。
- (3) 状況（緊急性、悪質性等）によっては、声掛けは行わず警察等へ通報します。

事例 1 有害玩具（警棒、エアガン、ナイフ等 P10参照）を所持していた場合

- (1) 年齢、入手経路等を聴取します。
- (2) 自宅へ持ち帰り、保管するよう促します。無理に取り上げたり、廃棄したりしません。
- (3) 入手経路（販売者）、保護者等への対応は、青少年育成課又は警察署と協議します。

事例 2 書店等において、有害図書類を立ち読みしていた場合

- ・ 一定以上の性的描写を含む書籍等を、18歳未満へ販売する・閲覧させる等は禁止されています。
- (1) 年齢を確認し、立ち読みをやめるよう促します。
 - (2) 営業者に対して、青少年への配慮を依頼します。
 - (3) 有害図書類が立ち読み可能、又は青少年が購入可能となっている書店等は、青少年育成課へ報告します。

事例 3 ゲームセンターに入場していた場合

- ・ 16歳未満は18時以降入場禁止されています。（ただし保護者同伴は22時まで入場可能）
 - ・ 18歳未満は22時以降入場禁止されています。
- (1) 年齢、保護者同伴の有無を確認し、入場禁止の時間帯であれば退場するよう促します。
 - (2) 入場可能な時間帯でも、怠学の疑いがある場合は事情を聴取し、登校を促す等の指導、助言をします。
 - (3) 営業者に対しては、事情の説明をします。

事例 4 怠学の青少年を発見した場合

- (1) 小・中学生の場合は、事情を聴取し、必ず学校又は保護者へ連絡し、引き渡します。
- (2) 高校生以上の場合は、事情を聴取し、緊急を要するもの以外は、登校を促す等の指導、助言をします。

事例 5 喫煙・飲酒をしている未成年者（20歳未満）を発見した場合

- (1) 年齢を確認し、喫煙・飲酒を止めるよう促します。無理に取り上げたり、廃棄したりしません。
- (2) 所持しているタバコ・酒類は、本人に廃棄するよう促します。
- (3) タバコ・酒類の入手経路を聴取します。
- (4) 入手経路（販売者）、保護者等への対応は、青少年育成課又は警察署と協議します。



事例6 強く反抗したり、乱暴な言動したりする場合

距離を置く等して、不用意な攻撃により受傷することのないように注意します。

反抗が激しく、身の危険を感じたり、手に負えないと判断したりしたときは、その場から立ち去り、警察署へ通報し、対応を依頼します。

事例7 非行少年が多数の場合

いきなり近づいて声をかけることには危険が伴います。

無理に声かけせず、必要に応じて警察署へ通報し、対応を依頼します。

事例8 逃走された場合

- (1) 急に逃走することも予測して、不慮の事故に遭わないよう、周囲の状況等を確認し、互いの事故防止に努めます。また、慎重に、やさしく声かけします。
- (2) 逃走された場合は、追いかけません。

事例9 自転車の違反行為「無灯火・並進走行・二人乗り等」を発見した場合

停車中、走行中に関わらず、周囲の交通状況等の安全を確認して注意・指導をします。

特に、走行中の場合は、事故防止のため、無理に停車させることや、運転者の気が逸れるような注意・指導は避けます。

事例10 スケートボード等をしている青少年を発見した場合

- ・交通の頻繁な公道は法令で禁止されています。
- ・公園等は個別に施設管理者が禁止しています。（青葉シンボルロード、駿府城公園内は禁止）
- ・禁止区域外では、安全面やマナーについて注意・指導等をする。

- (1) 禁止場所である場合、やめるよう又は場所を変えるよう促します。

なお、場所を変える際は下記(2)と同様とします。

- (2) 禁止場所でない場合、安全に配慮しているか、周囲への迷惑となっていないか等を確認し、注意・指導をします。

VI 参考：静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（抜粋）

【第1条】 条例の目的

この条例は、青少年の健全な育成を図るため、良好な環境を整備することを目的とする。

【第3条】 青少年の定義

この条例で「青少年」とは、満18歳に達するまでの者をいう。

【第4条、第5条】 県民の責務・保護者の役割

○県民の責務

すべて県民は、青少年の健全な育成を図るため、常に良好な環境を整備するように努め、これを阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければならない。

○保護者の役割

保護者は、その監護する青少年を正しくあたたかい環境で心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

【第9条、第9条の2】 有害興行や有害図書類に関する規制（要約）

1 有害興行・有害図書類とは、次のいずれかに該当するものをいう。

○個別指定：次の基準に該当すると認められ、個別に知事が指定したもの。

- ・著しく性的感情を刺激するもの
- ・著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの
- ・著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長するもの
- ・著しく道義心を傷つけるもの

○包括指定：次の基準に該当する図書類は、自動的に有害図書類になる。

- ・書籍又は雑誌で、卑わいな姿態や性行為を描写したページが20ページ以上又は全体の5分の1以上あるもの。
- ・ビデオやDVD等で、卑わいな姿態や性行為を描写した場面が合計で3分間を超えるもの。

2 興行場を経営する者又は興行を主催する者は、次のことを厳守しなければならない。

○入場制限

映画館等の興行場を経営する者は、有害興行を行っている場所に青少年を入場させてはならない。

○入場禁止の掲示

有害興行を行うときは、有害興行であること及び青少年の入場禁止についての掲示をしなければならない。

3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、次のことを厳守しなければならない。

○販売や貸付け等の禁止

有害図書類を青少年に販売、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

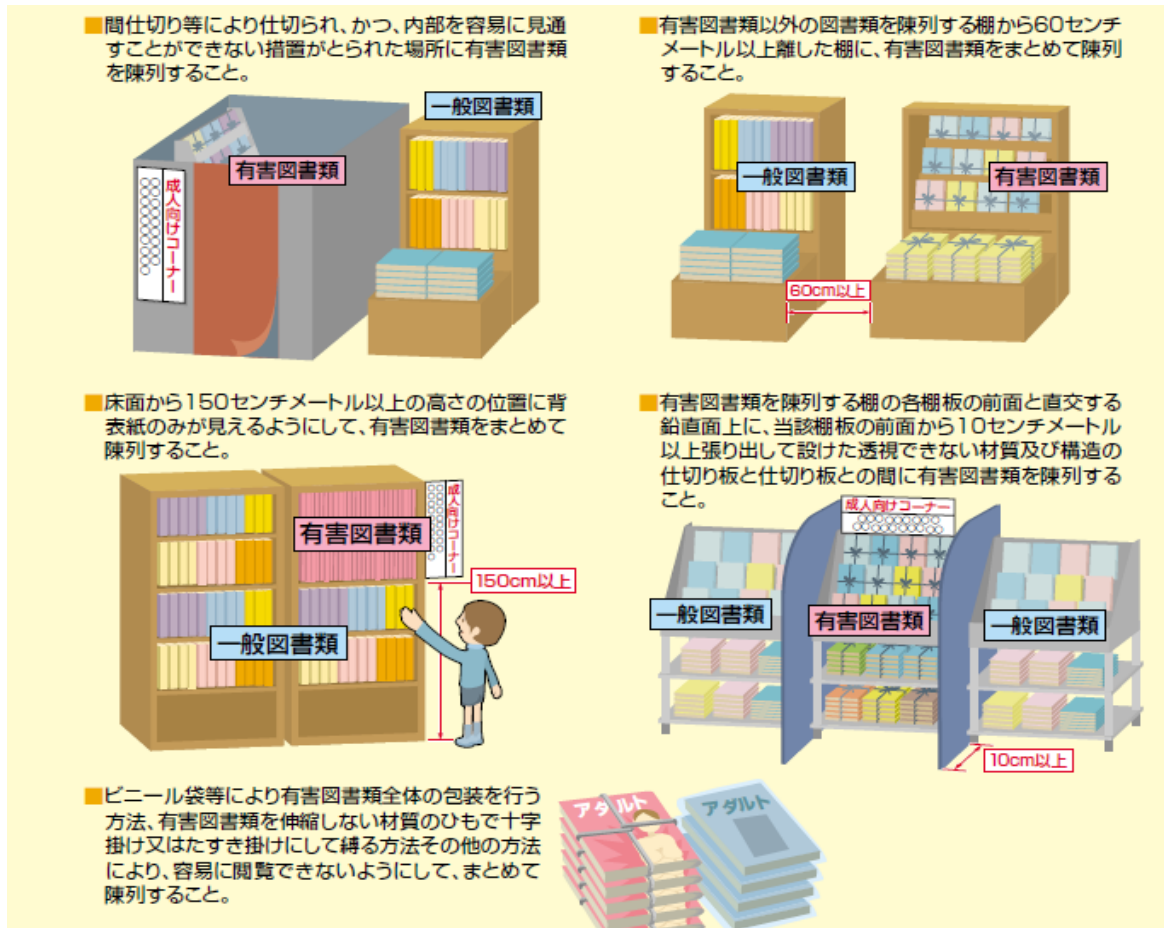
○購入等を禁止する旨の掲示

有害図書類の陳列場所には、青少年の購入等を禁止する旨の掲示をしなければならない。

○有害図書類の陳列場所の区分

有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

＜有害図書類の区分陳列の方法＞＊下図のいずれかの方法で区分陳列しなければならない。



【第10条、第10条の2】 有害玩具類等に関する規制（要約）

有害玩具類等とは、次の基準に該当すると認められ、個別に知事が指定したもの。

1 基準

- ①構造及び機能が著しく性的感情を刺激するもの
- ②人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるもの

2 有害玩具類等の例

特殊警棒、玩具銃（ガス式、バネ式、空気式で一定以上の威力があるもの）、電動式自慰器具、バタフライナイフ、クロスボウなど。

3 玩具類等の販売又は貸付けをする者は、次のことを厳守しなければならない。

○販売等の禁止

有害玩具類等を青少年に販売したり、貸し付けしたりしてはならない。

○購入等を禁止する旨の掲示

有害玩具類等の陳列場所に、当該有害玩具類等を青少年が購入し、又は借り受けることが

できない旨の掲示をしなければならない。

○有害玩具類等の陳列場所の区分

有害玩具類等を陳列するときは、当該有害玩具類等を他の玩具類等と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

【第16条】深夜外出の制限等

- 1 保護者は青少年を深夜 **(午後11時から翌日の午前4時までの時間)** に外出させないように努めなければならない。ただし、通勤、通学その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

*深夜に外出とは、深夜に住所や居所以外にある場合のこと。

*正当な理由とは、通勤、通学のほか、学校行事で行うキャンプや修学旅行の宿泊の場合など。

- 2 すべての人は、保護者の承諾を得ないで、深夜に青少年を外に連れ出してはならない。

- 3 深夜営業店の経営者等は、次のことを厳守しなければならない。

○深夜営業店の入場禁止

次に掲げる施設の興行場経営者は、深夜 **(午後11時から翌日の午前4時までの時間)** に、保護者同伴でも施設内に青少年を入場させてはならない。

- (1)カラオケボックス
- (2)インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ
- (3)ボウリング場
- (4)ゲームコーナー（ゲームセンターは除く）
- (5)興行場（映画館や演劇場など）

【参考：ゲームセンターへの青少年の入場制限】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同法施行条例により、次のとおりゲームセンターへの青少年の入場が制限されている。

- (1) 16歳未満の入場は、**午後6時まで** ※保護者同伴なら午後10時まで可
- (2) 18歳未満の入場は、**午後10時まで** ※保護者同伴でも午後10時以降は不可

○深夜入場禁止の掲示

これら施設の経営者等は、入場しようとする者が見やすい場所に、青少年の深夜入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

○帰宅を促す措置

深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年（保護者が同行しているもの及び保護者の委託を受け、又はその承諾を得た者が同行しているものを除く。）に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

Ⅶ 参考：その他法令等（抜粋）

○未成年者喫煙禁止法

【第1条】

満20歳未満の者の喫煙を禁止している。

【第3条】

未成年者の喫煙を知りつつも制止しなかった親権者やその代わりの監督者は、刑事罰である科料（1万円以下）に処せられる。

【第5条】

満20歳未満の者が自分自身で喫煙することを知りながらたばこや器具を販売した者は、50万円以下の罰金に処せられる。

○未成年者飲酒禁止法

【第1条】

- 1 満20歳未満の者の飲酒を禁止する。
- 2 未成年者の親権者や監督代行者に対して、未成年者の飲酒を知った場合に、これを制止する義務を規定する。
- 3 酒類を販売する営業者又は酒類を供与する営業者に対して、満20歳未満の者の飲酒を防止するための、年齢確認その他必要な措置をとるものとされる。

○道路交通法

・車道の通行方法【第17条、第18条、第20条、第63条の3】

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければならない。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができる。）道路では左側を通行しなければならない。特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければならない。また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければならない。

・例外的に歩道を通行できる場合【第63条の4】

自転車は、車道通行が原則だが、

- 1 道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき
- 2 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき
- 3 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときには、歩道を通行することができる。

ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。（普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行しなければならない。）歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければならない。（普通自転車通行指定部分については、歩行者がいなくは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。）

・ **信号機に従う義務【第7条・道路交通法施行令第2条】**

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければならない。特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければならない。（スクランブル交差点等で車道を走っている自転車は軽車両なので、車用の信号に従って走行しなければならない。）

・ **並進の禁止【第19条、第63条の5】**

自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と並進してはならない。

・ **夜間のライト点灯【第52条、第63条の9、道路交通法施行令第18条、道路交通法施行規則第9条の4】**

自転車は、夜間はライトを点灯しなければならない。また、反射器材を備えていない自転車（尾灯をつけているものを除く。）を夜間に運転してはならない。



・ **二人の禁止【第55条、第57条】**

自転車は原則として2人乗りをしてはならない。

・ **児童・幼児のヘルメットの着用【第63条の11】**

- 1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



・ **片手運転の禁止【第70条、第71条】**

携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転は、不安定な運転になるのでしてはならない。

・ **イヤホンを使用するの運転の禁止【第70条】**

イヤホンを使用して音楽を聴くなど安全な運転に必要な交通に関する音が聞こえない状態で自転車を運転してはならない。

・ **スケートボード等の禁止【第76の4】**

交通の頻繁な道路での球戯やローラースケートをし、又はこれに類する行為をすることをしてはならない。

・ **電動キックボード等（特定小型原動機付自転車）について（R5 7月道交法改正）**

16歳以上で運転免許証不要・ヘルメットの着用が努力義務で電動キックボードに乗ることができる。（走行モードを切り替えることで、車道・歩道（自転車が走行可能な補導に限定）の両方を走行できる。）

Ⅷ 青少年相談機関

| 区分 | 相談機関 | 電話番号 | 相談内容等 | 時間等 | |
|--|---|--|--|---|---------------------------------------|
| 市 | 子ども未来局 子ども若者相談センター (青少年育成課内) | (面談受付) 054-221-1314 | 不登校、いじめ、ニート、 進路、しつけ・子育て等の相談 (0～39歳まで) | 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 | |
| | | (電話相談) ～こころのホットライン～ なやみ みなゼロ 0120-783-370 | 不登校、いじめ、進路、 しつけ・子育て等の電話相談 | 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～17時 | |
| | | ～24時間子ども若者電話相談～ 054-254-6811 | いじめ等に悩む児童・生徒、 保護者等の電話相談 | 24時間 | |
| | | ～24時間子供SOSダイヤル～ なやみおおう 0120-0-78310 | | | |
| | 静岡市ひきこもり地域支援センター DanDanしずおか | 054-260-7755 | ひきこもりに係る相談 | 火～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～17時 | |
| | 児童相談所 | 054-275-2871 | 子育て相談、障害、非行等 子どもに関する専門相談全般 | 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 | |
| | | 189 | 児童虐待関係の通報 | 24時間 | |
| | 各区役所福祉事務所 | 家庭児童相談室 (子育て支援課内) | (葵福祉事務所) 054-221-1096 (駿河福祉事務所) 054-287-8675 (清水福祉事務所) 054-354-2429 | 0歳から18歳未満の子ども及び 子どもを取り巻く家庭の相談 | 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 |
| | 市民局 | 消費生活センター | (相談専用) 054-221-1056 | 商品、サービスの契約、 多重債務に関する相談 (インターネットの架空・不当請求等) | 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～16時 |
| | 県 | 青少年交流スペース アンダンテ (県男女共同参画センター あざれあ5階) | 054-255-0600 | 社会的ひきこもりの子ども・ 若者やその家族に対する 社会参加に向けた悩み相談 | 月～土曜日 (祝日を除く) 13時～16時 |
| ハロー電話 ともしび (静岡県総合教育センター) | | 054-289-8686 | 青少年の悩み相談、 保護者との教育相談 | 平日 (12/29～1/3を除く) 10時～17時 | |
| 思春期健康相談室 ピアーズ・ポケット (県子ども家庭課) (NPO法人リブ'ロク'ティブ'ヘルズ研究会) | | 055-952-7530 | 思春期の性や健康に関する悩み についての相談 | 水曜日 13時～17時 土日 10時～17時 | |
| 警察 | 静岡県警察静岡地区 少年サポートセンター | (フリーダイヤル) 0120-783-410 | 少年の非行や被害等に係る 相談・対応・支援等 | 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 | |
| | 静岡地区 (静岡中央署7階) | (代)054-250-0110 | | | |
| | 静岡南分室 (静岡南警察署分館2階) | (代)054-288-0110 | | | |
| | 清水分室 (清水警察署3階) | (代)054-366-0110 | | | |
| | 県警ふれあい相談室 | 054-254-9110 | 事件・事故や犯罪被害に関する 相談 | 24時間 | |
| 国 | 法務少年支援センター静岡 (静岡少年鑑別所) | 054-281-3220 | 非行や不良行為、職場・学校等 でのトラブル、家庭でのしつけ や悩み、友人関係問題等 (概ね20歳までの青少年、家族、教員等) | 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～12時、13時～16時 | |

【参 考】

| 法令の名称 | 呼称 | 区分 |
|----------|--------|--|
| 少年法 | 少年 | 20歳未満の者 |
| 刑法 | 刑事責任年齢 | 満14歳 |
| 少年警察活動規則 | 非行少年 | 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年 |
| | 犯罪少年 | (少年法第3条第1項第1号に規定する少年) 罪を犯した少年 |
| | 触法少年 | (少年法第3条第1項第2号に規定する少年) 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年 |
| | ぐ犯少年 | (少年法第3条第1項第3号に規定する少年) ①保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年 ②正当の理由がなく家庭に寄りつかない少年 ③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出する少年 ④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年 |
| | 不良行為少年 | 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年 |
| | 要保護少年 | 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く) |
| 児童福祉法 | 児童 | 18歳未満の者 |
| | 乳児 | 1歳未満の者 |
| | 幼児 | 1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 |
| | 少年 | 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者 |
| 民法 | 未成年者 | <u>18歳未満の者</u> |
| | 婚姻適齢 | <u>18歳以上</u> |

| 法令の名称 | 呼称 | 区分 |
|-------------------------|------|---------|
| 未成年者喫煙禁止法 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| 未成年者飲酒禁止法 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 年少者 | 18歳未満の者 |
| 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例 | 青少年 | 18歳未満の者 |



編集・発行者 静岡市子ども未来局青少年育成課
〒424-8701
静岡市清水区旭町6番8号
Tel 054-354-2617
発行日 令和6年4月1日